

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人(甲)と賃借人(乙)は下記の通り駐車場賃貸借契約を締結する。


名 称	泉宮・駐車場
所在地	新居浜市泉宮町8番20号
賃貸部分	NO.



契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日 年間
------	------------------

賃 料	月額(税込) 5,500 円 (内消費税 500 円)	保証金	円
		車庫証明手数料	円

賃料振込先		車 両 明 細	ナンバー
伊予銀行 新居浜支店 普通 No. 4260692 株式会社 グローバルトラスト			車 種
			色
			排気量
			CC

賃 貸 人 (甲)	住 所	〒792-0035 新居浜市西の土居町2丁目5番2号	T E L	0897-36-4100
	氏 名	株式会社 グローバルトラスト 代表取締役 井上省三	F A X	0897-36-4109
			E-Mail	global@shikoku.ne.jp
				http://userweb.shikoku.ne.jp/global

賃 借 人 (乙)	住 所	〒	生年月日	年 月 日
	フリガナ		T E L	
	氏 名		携帯TEL	
	勤 務 先		E-Mail	
	住 所	〒	T E L	
			部 署	
			職 位	

仲 介 人	住 所	〒	T E L
	氏 名		
	取引主任者		登録No.

第1条 (使用目的)

乙は、自動車の駐車場としてのみ使用する。

第2条 (契約期間およびその更新)

1. 契約期間は、表記のとおりとする。
2. 甲または乙から 期間満了の1ヶ月前までに、相手方に解約の申し出がない場合は 同条件にて 更新されるものとする。

第3条 (賃料)

1. 乙は、毎月末日迄に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込まなければならない。
2. 振込手数料は乙の負担とする。
3. 月の途中における契約の場合はその月の賃料は日割りとし、月の途中における解約の場合は日割りは返戻しない。
4. 消費税等の税率が変動した場合は、変動後の税率により 消費税額を算出する。
5. 乙は、期日迄に賃料の全部または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
6. 乙は、期日迄に賃料の全部または一部の支払いを遅延し、甲が督促(書面、電話、メール等)をした場合、1回につき500円+消費税の督促手数料を甲に支払うものとする。
7. 賃料が、公租公課の増減、経済事情変動、あるいは近傍同種の使用料に比較して不相当となったときは、当事者協議の上、これを増減することができる。

第4条 (保証金)

1. 乙は、本日保証金として標記に記載する金額を甲に預託する。
2. 保証金はこの契約が終了した場合において、未払いの使用料、損害金、その他乙の負担すべき金銭を控除した残額を甲より乙へ返還する。ただし、保証金には利息をつけない。

第5条 (禁止事項)

1. 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件を置いてはならない。
2. 乙は、駐車場を第三者に使用させたり、譲渡もしくは転貸してはならない。
3. 乙は、駐車場に定着物を設置、または現状を改造する等の行為をしてはならない。
4. 乙は、駐車場にて有害、危険もしくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第6条 (借主の賠償責任)

乙またはその関係者において、故意、過失、その他の事故により、甲の設備、造作、その他駐車場の他の自動車等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第7条 (免責事項)

1. 甲は、駐車場で生じた自動車の盗難、衝突および破損、人身事故、火災、天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。
2. 甲の周知しない車両が入車した場合、甲はその責めを負わない。

第8条 (契約解除)

1. 甲または乙が、契約期間中都合により本契約を解約しようとするときは、1ヶ月前までにその旨を相手方に対して予告しなければならない。ただし、乙は右予告に代え駐車使用料金1ヶ月分相当額を支払って即時に解約できるものとする。
2. 乙が、保証金の有無にかかわらず、使用料を1ヶ月以上延滞したとき、または第5条、その他本契約に違反したときは、甲は催告せずに本契約を解除することができる。
3. 期間満了または契約解除によりこの契約終了後なお乙の車両が本駐車場に駐車してあるときは、甲は適宜の方法で撤去できるものとし、乙は何ら異議を申さない。ただし、その費用は乙の負担とする。

第9条 (車庫証明)

新車購入等で車庫証明が必要な場合は、甲が証明するものとし、その証明に係る事務手数料として甲に3,000円+消費税を支払うものとする。

第10条 (特約事項)